

差別禁止部会	
第8回 (H23. 9. 12)	資料1

欠格事由に関して

臼井久実子氏 資料

障害者差別禁止法に求めるもの

障害者欠格条項撤廃をめざす取組から言えること

欠格条項を残したまま、
権利条約を批准できますか？

白井久実子（障害者欠格条項をなくす会事務局長）

障害者権利条約 4 条を遵守できる差別禁止法を！

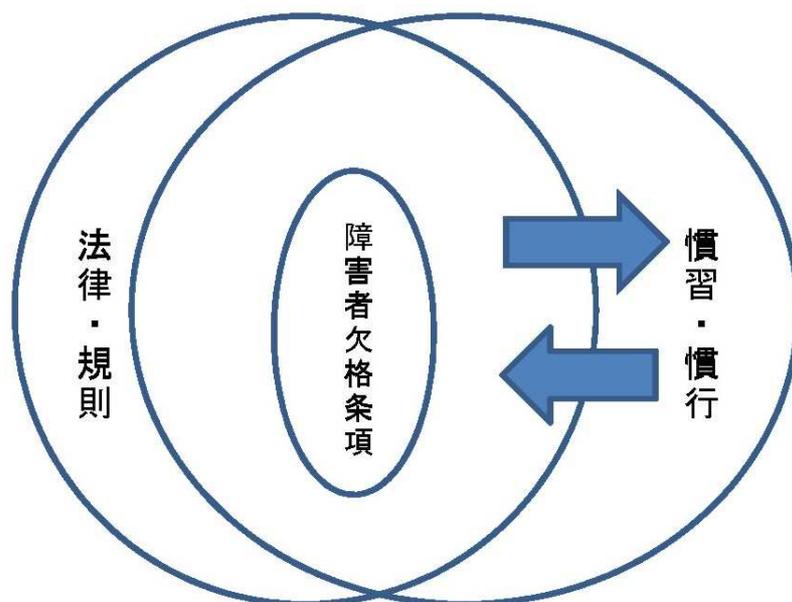
障害者権利条約 第4条

（締結国の一般的義務） 政府仮訳

(b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適切な措置（立法を含む。）をとること。

(c) すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。

障害を理由に国が法律で権利を制限 ＝障害者欠格条項



障害者欠格条項は、主に国の法律に明記された、障害を理由とする権利制限。古くからの障害者観によって法律条文に記載された欠格条項が、社会の障害者観、慣習・慣行にも影響。差別偏見を固定化し、障害者を無権利にする構造をつくってきた。

▶ 3

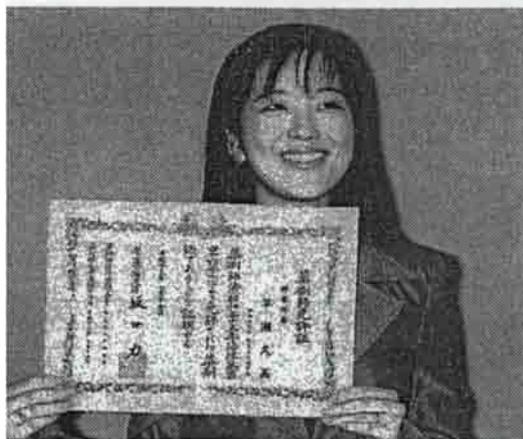
欠格条項が奪ってきたもの

早瀬久美(はやせくみ)さんは1998年、薬剤師国家試験を受験し合格したが、聴覚障害を理由に、免許交付申請を却下された。

諦めず発言を続け、合格から4年目(2001年)にようやく、改正薬剤師法の施行と同時に、免許を交付された。

現在、大学付属病院で薬剤師として勤務しながら、各方面で活躍している。

合格から
4年目



薬剤師免許証を手にした早瀬久美さん—厚生労働省で17日午前11時55分、森頭治写真

▶ 4

聴覚障害女性に薬剤師免許 欠格条項見直し後、初 2001年7月17日毎日新聞

欠格条項が奪ってきたもの

介助者をつけて民間賃貸で一人暮らしをしてきて、公営住宅に申し込もうとした。「施設に入所したほうがよい」と、市役所の玄関から車イスごと押し出され、持って行った入居申込書を投げつけられた。

1996年 群馬

右:自活状況申立書

- | |
|---------------------|
| ① 炊事は自分でできますか |
| ② 買物 // |
| ③ 食事 // |
| ④ 排便は普通の便所で1人でできますか |
| ⑤ 入浴は自分でできますか |
| ⑥ 掃除、洗濯は自分でできますか |
| ⑦ 住居の出入は自分でできますか |

▶ 5

欠格条項が奪ってきたもの



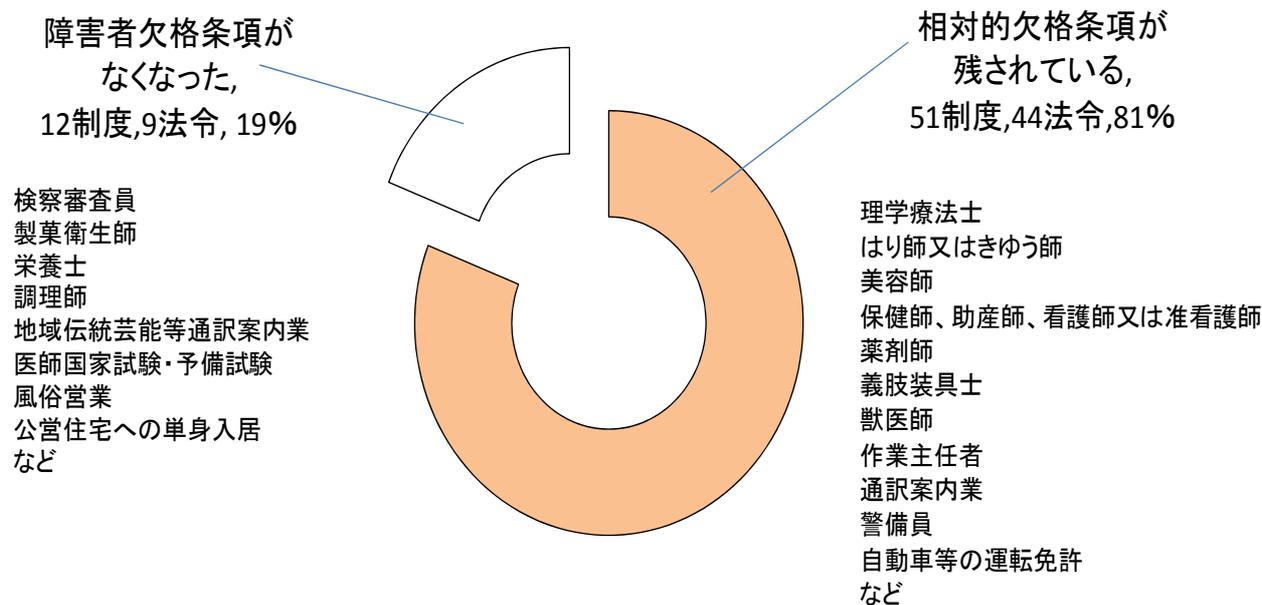
「二十歳からずっと選挙に行っていました。また行きたいです」

成年後見制度を利用することで選挙権を奪われた。東京地裁に提訴し裁判が開始している。

茨城 2011年

▶ 6

国が見直し対象とした63制度のうち、51制度に相対的欠格条項が残されている。



▶ 7

63制度にとどまらない権利制限

内容	対象	数	例
資格を認めない・認めないことがある	成年被後見人・被保佐人のみ	128	公務員、馬主
	成年被後見人のみ	18	選挙権・被選挙権
	心身の障害	69	行政書士、通訳案内士
	精神の機能の障害、精神の著しい障害、等	56	船員、狩猟
	視覚や聴覚の機能の障害	27	医師、看護師
もっている資格を取り消す・取り消すことがある	「心身の故障」、成年被後見人・被保佐人、何らかの障害	344	各種の委員会の委員、法人役員、学校教員
資格や免許に限らない権利の制限	さまざまな権利制限	35	精神病院の入退院の自己決定、遺言の立会人

2009年調査から計数。複数の分類にあてはまる法令が多く法律数443と表の単純合計は一致しない

▶ 8

法制度のバリアフリー化を重点課題に！

「四つの障壁」の除去

(障害者対策に関する新長期計画 1993年制定)

- 1) **物理的な障壁** → 階段や段差だけの住宅、建物、駅
- 2) **文化情報の障壁** → テキストデータや音声読み上げや点字や字幕や手話の提供がない
- 3) **意識の障壁** → 人の手を借りずに何でもできることが自立という見方や、古くからある障害者観
- 4) **法制度の障壁** → 資格や免許の交付などで障害を理由とした欠格条項、障害を理由としたさまざまな権利制限

とくに遅れているのは法制度の障壁の除去

▶ 9

かつての絶対的欠格条項の条文 例:医師法

第三条【絶対的欠格事由】 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

第四条【相対的欠格事由】 該当する者には、免許を与えないことがある。 第一号 精神病患者

第七条 第一号 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

第十三条 目が見えない者、耳が聞こえない者及び口がきけない者は、医師国家試験及び予備試験を受けることができない。

▶ 10

現行の相対的欠格条項の条文 例:医師法

医師法

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

第一号 **心身の障害により**医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

医師法施行規則

第一条 医師法第四条第一号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により医師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

▶ 11

なぜ入れた？「心身の障害」

「試案のような表現としましたのは、対象となる者を明確に規定すべきという法制上の観点に鑑み、『**心身の障害により**』という規定を設けなければ、・・・心身の障害を原因とするもの以外まで含まれることになり、・・・かえって不明確になりかねないものと考えております。」

「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の関係法令改正試案」に寄せられた意見について、厚生労働省の回答より 2001年3月

▶ 12

欠格の「理由」とは？

- 常時の介護を必要とする者は、自立して日常の生活を行なうことが極めて困難なため、公営住宅に単身入居できない。
- 視覚および聴覚に障害のある者は、患者や関係職種と連絡連携しながら医療行為を適正に行なうことが困難である。
- 精神病患者、精神薄弱者、てんかん病患者、目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者、・・・が自動車等を運転することは、著しく道路における交通の危険を生じさせる。
- 精神病患者は一般的に判断力、自制力に欠けるところがあり、さらには、他人の生命、身体及び財産を侵害するおそれもあり、警備業務を適正に実施することを期待できない。

各省庁が回答した「欠格の理由」1998年 総理府資料

▶ 13

欠格の「理由」には根拠がある？

障害者＝「できない人」？「ミスや危険につながる人」？



「障害」と「できない」「危険」を「イコール」で結びつける見方で、一律的な扱いをしている。

根拠を聞くと、具体的な説明も客観的なデータもない。

人が等しくもつ権利を、どうしても制限しなければならないという場合、制限を受ける本人も納得するような、具体的理由が必要である。

▶ 14